

日本応用心理学会認定「応用心理士」認定制度に関する規則

1. 日本応用心理学会認定「応用心理士」認定制度規則

(趣旨)

第1条 日本応用心理学会(以下「本学会」という。)は、本学会会則第3条第4号に基づき、本学会会員の専門職としての資質の向上を図るため、本学会認定「応用心理士」の認定の事業を行う。

2 前項の事業を行うため、その必要な事項を、この規則に定める。

(認定審査委員会)

第2条 前条第1項の認定に必要な審査を行う為、本学会に日本応用心理学会認定「応用心理士」認定審査委員会(以下「認定審査委員会」という。)を置く。

2 前項の認定審査委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

(認定)

第3条 認定は、認定審査委員会の議を経て、本学会理事長が行う。

2 認定の手続きに関し、必要な事項は、別に定める。

(認定の要件)

第4条 認定は、本学会に入会後満2年を経過した者で、次の各号の一つに該当し、かつ本学会員の専門職としての資質があると認められた者について、これを行うことができる。

(1) 学校教育法に定められた大学において、心理学専攻又はこれに準ずる学科を卒業した者(学位授与機構の審査により学士の学位を授与された者も含む。)

(2) 本学会機関誌「応用心理学研究」に1件以上の研究論文を発表した者、又は本学会の年次大会において2件以上の研究発表をした者。

(3) 認定審査委員会が応用心理学と関係があると認めた専門職で、3年以上の経験を有する者。

(4) 応用心理学と関係がある職で3年以上の経験を有し、本学会研修委員会企画の「研修会」に5回以上参加した者。

(認定の失効及び取消)

第5条 認定を受けた者が、本学会会則第14条前段により退会したときは、その認定は効力を失う。

2 認定を受けた者で、本学会会則第14条後段に定める行為が明らかになったときは、本学会理事長は、その認定を取り消すことができる。

(経理)

第 6 条 この事業に関する経理は、当分の間、本学会事務局が行う。

(改正)

第 7 条 この規則の改正は、本学会理事会の議を経て、総会で行う。

- 付則
- 1 この規則は、平成 5 年 9 月 11 日から実施する。
 - 2 平成 14 年 9 月 8 日より一部改正実施する。

2. 日本応用心理学会認定「応用心理士」認定審査委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、日本応用心理学会認定「応用心理士」認定制度規則第2条第2項に基づき、日本応用心理学会認定「応用心理士」認定審査委員会（以下「認定審査委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(任務)

第2条 認定審査委員会は、日本応用心理学会（以下「本学会」という。）の理事長が行う日本応用心理学会認定「応用心理士」(以下「応用心理士」という。)の認定に関し、必要な審査を行う。

2 認定審査委員会は、前項の審査の結果を、本学会理事長に報告するものとする。

(組織)

第3条 認定審査委員会は、本学会理事会が推薦し、本学会理事長が任命した委員若干名をもって組織する。

2 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、原則として6年を超えてはならない。また、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 認定審査委員会に委員長を置く。委員長は本学会常任理事会で選出する。

2 委員長は、認定審査委員会を招集し、その議長となる。

(会議)

第5条 認定審査委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 認定審査委員会における議事は非公開とする。

(委員の遵守義務)

第6条 委員は、審査に関し、公正にその職務を行い、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

2 本学会理事長は、委員の遵守すべき義務に関し、監督の責任を負う。

(改正)

第7条 この規則の改正は、認定審査委員会の議を経て、本学会理事会で行う。

付則 この規則は、平成 5 年 9 月 11 日から実施する。
平成 10 年 9 月 5 日一部改正実施。
平成 11 年 3 月 26 日一部改正実施。
平成 12 年 9 月 9 日一部改正実施。

3. 日本応用心理学会認定「応用心理士」認定手続細則

(趣旨)

第1条 この細則は、日本応用心理学会認定「応用心理士」認定制度規則第3条第2項に基づき、日本応用心理学会認定「応用心理士」(以下「応用心理士」という。)の認定の手続きに関し、必要な事項を定める。

(認定の申請)

第2条 「応用心理士」の認定を受けようとする者は、この細則の定めるところにより、審査料を添えて所定の申請書類を、日本応用心理学会認定「応用心理士」認定審査委員会(以下「認定審査委員会」という。)に提出しなければならない。

(認定の審査等)

第3条 認定審査委員会は、提出された申請書類について、日本応用心理学会認定「応用心理士」認定制度規則並びに日本応用心理学会認定「応用心理士」認定審査委員会規則に基づいて、審査を行うものとする。

2 認定審査委員会は、前項の審査の結果を日本応用心理学会理事長(以下「本学会理事長」という。)に報告するとともに、申請者に通知するものとする。

(認定)

第4条 本学会理事長は、認定審査委員会の審査の結果、合格した者のうち、所定の認定料を納入した者を「応用心理士」として認定し、認定証を交付する。

(登録及び公表)

第5条 本学会理事長は、前条により認定を受けた者を、日本応用心理学会認定「応用心理士」名簿に登録するとともに本学会機関誌「応用心理学研究」に掲載して公表する。

(審査料及び認定料)

第6条 当分の間、審査料は10,000円、認定料は30,000円とする。

(改正)

第7条 この細則の改正は、認定審査委員会の議を経て、日本応用心理学会理事会が行う。

(補則)

第8条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は、認定審査委員会が別に定める。

- 付則
- 1 この細則は，平成 5 年 9 月 11 日から実施する。
 - 2 この細則は，平成 12 年 9 月 9 日一部改正実施。